

上峰町飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の趣旨に基づき、飼い主のいない猫の不必要な繁殖防止、望まれない命の誕生による殺処分数減少、それらの猫による生活環境被害の軽減等を目的として、飼い主のいない猫に不妊去勢手術を実施するものに対し、その必要経費の一部を助成することに関し上峰町補助金等交付規則（昭和57年規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 所有者及び飼い主が不明の猫をいう。
- (2) 不妊去勢手術 獣医師が行う卵巣、子宮又は精巣を摘出する手術をいう。
- (3) 住民グループ 町内に住所を有し、前条の趣旨に賛同の上、TNR活動を行う2人以上のグループをいう。（同一世帯不可）
- (4) TNR活動 飼い主のいない猫を一時的に保護し、不妊去勢手術を実施し、その証として耳先をカットした猫を元の場所に戻す活動をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 区長
- (2) 住民グループの代表者

2 前項の場合において住民グループの代表者及びグループを構成する者が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）であるときは、この限りでない。この場合において、暴力団員と関連があるときも、同様とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、不妊去勢手術にかかる実費とし、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を上限とする。

- (1) 不妊手術 1匹につき20,000円
- (2) 去勢手術 1匹につき10,000円
- (3) その他費用 補助金の交付申請時、町長が必要と認めた額

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、TNR活動実施前に、住民グループ登録申請兼飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) T N R 活動実施計画書（第2号様式）
 - (2) 住民グループ全員の市町村民税等の滞納のない証明書（住民グループからの申請の場合）
 - (3) 振込口座通帳の写し（コピー）
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- 2 前項に規定する補助金の交付の申請は、住民課環境係に前項に規定する書類を持参する方法により行うものとする。
- 3 町長は、前項の規定により持参された書類を先着順に受け付け、補助金の交付申請額が予算額に達する日をもって受付を停止する。
（補助金交付決定の通知等）

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要な調査を行い、その適否について、住民グループ承認兼飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。
（内容の変更及び取消し）

第7条 前条の規定により住民グループの登録の承認及び補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、交付申請事項を変更し、若しくは住民グループを解散し、又は不妊去勢手術を中止したときは、飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金登録事項変更申請書（第4号様式）若しくは飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金取消申請書（第5号様式）にて、その旨を直ちに町長に届け出なければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請がなされ、変更を承認する場合にあっては飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金登録事項変更承認通知書（第6号様式）、取消しを承認する場合にあっては飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金取消通知書（第7号様式）により、申請者に通知するものとする。
- 3 町長は、補助対象者が偽りその他の不正の行為により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたときは、当該補助金の交付決定を取り消し、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
（実績報告）

第8条 補助対象者は、T N R 活動を完了したとき（一時保護した猫を手術後に元の場所に返した日）は、飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金実績報告書（第8号様式）に、次に掲げる書類を添えて、T N R 活動の完了の日から30日以内又は当該年度の3月31日（3月31日が土曜日又は日曜日で閉庁日であるときは、当該閉庁日直近の金曜日）までのいずれか早い日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 手術費用の領収書
- (2) 耳先カット部分の術前術後の写真
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第9条 町長は、前条の実績報告書の提出があったときは、審査の上、補助金の額を確定し、飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金確定通知書（第9号様式）により、補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求等）

第10条 前条の通知書を受け、補助金を請求しようとする者は、飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金交付請求書（第10号様式）を町長に提出しなければならない。

（補足）

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。